

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	001	処理機関(所管課)	教育委員会事務局
処分の概要	使用の許可、変更の変更		
根拠法令(条例等)	鳩山町石坂集会所条例(平成18年条例第6号)		
根拠条項	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 集会所を使用しようとする者は、規則で定める使用許可申請書を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第7条 教育委員会は、集会所の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認める場合</p> <p>(2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合</p> <p>(3) その他集会所の管理上支障があると認める場合</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	002	処理機関(所管課)	教育委員会事務局
処分の概要	使用の許可の取消し等		
根拠法令(条例等)	鳩山町石坂集会所条例(平成18年条例第6号)		
根拠条項	<p>(使用の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、集会所の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により集会所を使用できなくなったとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	003	処理機関(所管課)	教育委員会事務局
処分の概要	使用の許可、変更の許可		
根拠法令(条例等)	鳩山町立図書館設置条例(昭和63年条例第8号)		
根拠条項	<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 会議室等を使用するものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第8条 教育委員会は、図書館の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。</p> <p>(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認めれるとき。</p> <p>(4) 特定の宗教又は政治活動と認められるとき。</p> <p>(5) 使用に当たって特別の設備等を設けるとき。</p> <p>(6) 図書館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(7) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	004	処理機関(所管課)	教育委員会事務局
処分の概要	使用の許可の取消し等		
根拠法令(条例等)	鳩山町立図書館設置条例(昭和63年条例第8号)		
根拠条項	<p>(使用の許可)</p> <p>第9条 教育委員会は、会議室等の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 事故等により施設の使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) 使用料を納付しないとき。</p> <p>(5) 図書館の管理運営上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(6) 前5号のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			